

平成26年9月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成26年9月22日（月）

開会 13時30分

閉会 17時15分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長	山縣 俊郎
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員長職務代理者	岡野 芳子
委員	中田 範夫
委員	宮部 秀文
委員（教育長）	浅原 司

4 出席者

教育次長	原田 尚
教育次長	小西 哲也
審議監	廣川 晋
審議監	河村 行則
教育政策課長	嘉村 靖
教職員課長	首藤 裕司
義務教育課長	清時 崇文
高校教育課長	栗林 正和
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	藤村 恭久
世界アウトジャンホリ開催支援室次長	河村 祐一
人権教育課長	高原 透
学校安全・体育課長	御神本 実
教育政策課企画監	濱井 昭巳
やまぐち総合教育支援センター次長	小村 信

委員長選挙

◆平成26年10月9日以降の教育委員会委員長を決める選挙が行われた。

【概要】

現委員長の任期が平成26年10月8日までとなっていることから、平成26年10月9日以降の委員長の選挙が指名推選により行われ、下記のとおり再任が決定した。

記

- | | |
|--------|--|
| (1) 氏名 | やま がた とし ろう
山 縣 俊 郎 (再任) |
| (2) 任期 | 平成26年10月9日から平成27年10月8日まで (1年間) |
| (3) 備考 | 教育委員任期：平成20年3月17日から平成28年3月16日まで
(現在2期目) |

議 案

議案第1号『平成26年度山口県一般会計補正予算（第2号）についての意見の申出について（報告承認）』

9月県議会に提出される予定の平成26年度一般会計補正予算（第2号）について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異存ない旨の意見を申出たことを教育政策課から報告し、承認を求めた。

【概 要】

県立山口博物館アスベスト除去工事に係る9月補正予算（案）の概要

1 経緯

(1)アスベストの発見及び休館に至った経緯

- ・ 7月10日 2階展示室の雨漏り箇所を調査中、職員がアスベスト含有の可能性のある建材の使用を確認（2階、3階展示室 1,648㎡）
- ・ 〃 11日 分析調査の実施と安全が確保されるまでの間の休館を決定
- ・ 〃 18日 分析調査結果（速報）公表
- ・ 〃 28日 分析調査結果（確報）公表（休館継続を決定）

【調査結果】

調査内容	調査結果	備考
①アスベスト含有分析調査	種 類：クロソドライト 含有率：[2階]91%[3階]92%	※アスベスト含有量の基準値：0.1%以下 (労働安全衛生法施行令及び石棉障害予防規則)
②空気中アスベスト濃度調査	0.5本未満（定量下限値未満）	※大気汚染防止法に基づく石棉製品製造工場に対する敷地境界基準：10本以下

(2)現在までの対応

利用者の安全確保のため、7月12日から休館としている。

2 補正内容等

(1)見積趣旨

利用者の安心・安全を確保するため、飛散防止対策として2階、3階展示室天井面のアスベスト除去工事を行う。

(2)見積額

(単位：千円)

項目	金額	財源内訳	
		県債	一般財源
アスベスト除去工事に係る設計委託	7,000	6,000	1,000

※設計に基づき平成27年度にアスベスト除去工事を実施

(3)補正事業

(単位：千円)

事業名	予算額									
	補正前	財源内訳		補正額	財源内訳		補正後	財源内訳		
		諸収入	一般財源		県債	一般財源		県債	諸収入	一般財源
博物館運営費	33,364	213	33,151	7,000	6,000	1,000	40,364	6,000	213	34,151

3 事業スケジュール

項目	平成26年度		平成27年度	
	10月	3月	4月	
アスベスト除去工事	設 計		工 事	
				開館

議案第1号については、全委員の賛成により承認された。

議案第2号『物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）』

9月議会に提出される予定の物品の買入れについて、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異存ない旨の意見を申出たことを教育政策課から報告し、承認を求めた。

【概要】

物品の買入れについて

1 物品の概要

(1) 名称

県立学校コンピュータ教室用機器 1式

(2) 機器構成

県立学校コンピュータ教室用機器	デスクトップ型パソコン	570台
	ファイルサーバ	38台

(3) パソコンの主な仕様

県立学校コンピュータ教室用機器	CPU	3.5GHz以上
	メモリ	4GB以上
	ハードディスク	500GB以上

(4) ソフトウェア

オペレーティングシステム（OS）、ビデオ編集ソフト、言語処理ソフト、教育支援ソフト 等

(5) 予定価格

109,380,667円

2 整備場所

県立学校コンピュータ教室用機器 19校

下松工業高校、防府高校佐波分校、西京高校、山口農業高校、宇部西高校、小野田工業高校、田部高校、下関南高校、豊北高校、大津緑洋高校大津校舎、萩高校、萩商工高校、下関中等教育学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、宇部総合支援学校、下関南総合支援学校、豊浦総合支援学校、萩総合支援学校

3 契約の方法

平成26年8月28日一般競争入札を行った結果、金83,054,160円

（消費税及び地方消費税含む）をもって落札されたため、買入契約を行うもの。

4 売払人の状況

(1) 売 払 人 富士ゼロックス山口株式会社 営業統括部
営業統括部長 牟田賢二

(2) 事務所の所在地 山口市小郡黄金町4番1号

5 納 期 限 平成26年12月25日

6 入札参加業者及び入札金額

富士ゼロックス山口株式会社 76,902,000円

西日本電信電話株式会社 82,800,000円

山口視聴覚機器株式会社 83,000,000円

議案第2号については、全委員の賛成により承認された。

議案第3号『損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について
(報告承認)』

9月議会において報告される予定の交通事故に係る損害賠償の金額を定めた知事の専決処分について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異なる旨の意見を申出したことを教職員課から報告し、承認を求めた。

【概要】

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

1 事故の発生日時

平成26年4月26日 午前8時30分頃

2 事故の発生場所

山口市小郡上郷 山口県立山口農業高等学校敷地内

3 事故の相手方

山口市小郡平成町3番21-202号 亀井健志

4 事故の概要

山口県立山口農業高等学校教諭が、大会引率のため、公用車であるマイクロバスを車庫から体育館へ移動し、生徒を乗車させる前に方向転換のためバックしたところ、公用車の左側後方バンパーと、駐車してあった相手車両の左側面後方が接触した。

5 損害の程度

(1) 相手方

ア 人的損害 ～ なし(無人)

イ 物的損害 ～ 左側面後方スライドドアを一部損傷

(2) 県側

ア 人的損害 ～ なし(運転手)

イ 物的損害 ～ 左側後方のバンパーを損傷(軽微なこすり傷のため修理なし)

6 損害賠償の額

金278,630円

内訳

物損賠償額

車両修理費 209,510円

レンタカー代 69,120円

人損賠償額 0円

議案第3号については、全委員の賛成により承認された。

議案第4号『幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第5号『就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

9月議会において提出される予定の「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定、「就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異存ない旨の意見を申出したことを一括して義務教育課から報告し、承認を求めた。

【概要】

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例制定の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の改正により、単一の施設である「幼保連携型認定こども園」の法的位置付けが整理され、新たな幼保連携型認定こども園制度が創設された。このため、認定こども園法第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

2 主な内容

区分	基準の内容		理由
	国基準	県基準	
学級編制基準	・1学級 <u>35人</u> 以下	・1学級 <u>30人</u> 以下	現行の認定こども園条例と同基準
食事	・自園調理（ <u>保育を必要とする園児に限る</u> ）	・自園調理（ <u>全園児</u> ）	現行の認定こども園条例と同基準
非常災害対策	・計画の策定 ・訓練の実施 など	・計画の策定と <u>見直し</u> ・訓練の実施（ <u>月1回</u> ） など	現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と同基準
上記以外	・職員配置（0歳児3:1等） ・資格（幼稚園教諭と保育士資格の併有） など	・国基準どおり	

3 施行日

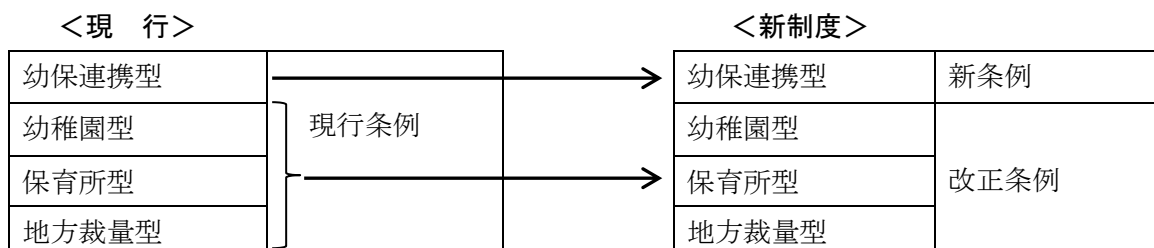
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日 →平成27年4月1日

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1 条例改正の趣旨

新条例を制定することに伴い、2つの条例において、幼保連携型認定こども園に関する規定の削除など所要の整理のための改正を行う。

2 認定こども園の類型と対応する条例



3 主な内容

(1) 「就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例」

項目	現行	改正案
題名	就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
幼稚園型認定こども園の調理室に関する特例	規定なし	国基準（※）どおり （自園調理の対象児童数が20人未満の場合は、調理設備で足りる）
字句の整理（例）	・保育に欠ける子ども ・認可外保育施設 等	・保育を必要とする子ども ・保育機能施設

(2) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

現行の幼保連携型認定こども園に係る規定（附則第7項から第12項）の削除。

4 施行日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日 →平成27年4月1日

【 質 疑 】

- 岡野委員：いずれは全ての幼稚園等が認定こども園に移行することになるのか。
- 義務教育課長：今のところはまだ不明。認定こども園に移行せず、新しく施設給付型の給付を受ける形で対応する園もあると思う。
- 中田委員：幼保連携型認定こども園で働く場合、幼稚園と保育所の両方の資格を有していることが必要になるようだが、今後、両方の資格を併せたような新しい資格が設けられるのか。それとも両方の資格を取得して働くということになるのか。
- 義務教育課長：幼保連携型の認定こども園で働く場合、両方の資格の取得が必要になる。

議案第4号及び第5号については、全委員の賛成により承認された。

議案第6号『山口県教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について』

9月議会に提出予定の「山口県教育委員会の権限に属する事務の点検・評価報告書」について、教育政策課から説明を行い、承認を求めた。

【概要】

1 点検・評価の概要

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用しながら点検・評価を行い、その報告書を議会に提出して、公表することが義務づけられており、法の規定に基づき実施するもの。
- 教育委員会の活動状況と「山口県教育振興基本計画」の施策体系に基づいた事務事業の実施状況の2点を対象に、教育委員会独自に実施。

2 教育委員会の活動状況

- 平成25年度は計17回の教育委員会会議等を開催し、議案、報告、協議、合計160の案件を扱った。
- 平成25年7月には、移動教育委員会を岩国市で開催し、多くの県民の方が傍聴されるとともに、地域の教育関係者との意見交換を行った。
- 会議では、議案の審議とは別に、様々な教育課題について8回の意見交換を行った。
- 中学校5校、高等学校3校、特別支援学校2校、その他2箇所を訪問し、教育現場が抱えている課題への対応等を視察した。
- 総括としては以下のとおり。
 - ・ 25年度は、国において進められる「第2期教育振興基本計画」の策定や教育再生実行会議における教育再生の検討などの動きを注視するとともに、教育を取り巻く環境の変化や教育課題等に対応するため、教育委員会会議における様々な議案審議・協議をとおして、今後5年間の山口県教育の基本計画である「山口県教育振興基本計画」の策定を行った。
 - ・ いじめの早期発見・早期解決のため、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するための基本方針である「山口県子ども読書活動推進計画第3次計画」の策定、平成23年度に策定された「山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画」の中間見直しなど、教育行政に係る重要な方針決定を行った。
 - ・ 重要な施策の方向性の決定や計画の策定にあたっては、教育委員会会議における意見を踏まえるとともに、教育委員の認識を深めるため、定例会議の他に教育委員協議会を開催するなど、事務局や教育委員相互の意見交換を行った。
 - ・ ホームページ等を利用し、教育委員会の活動を広く県民に周知するとともに、地域の方の声や教育現場の実態を把握し、教育行政に反映させるため、市町に出向き、県民の方々に参加していただく移動教育委員会を開催した。

また、学校現場の実情を把握し、認識を深めるため、特定の教育課題を設定して教育委員全員が積極的に視察を行うとともに、学校関係者との座談会を行った。
 - ・ 今後とも、本県教育行政の一層の推進に向けて、国の動向、教育現場や地域の実情等を踏まえながら、教育委員会活動のさらなる活性化に努めていく。

3 教育委員会の事務事業の実施状況に係る点検・評価

- 教育振興基本計画に掲げる30の施策、10の緊急・重点プロジェクトについて、できる限り定量的な状況を把握しながら取組状況を点検し、各項目の評価を行った。
- 各施策の実績や関連指標の到達状況を踏まえ、進捗状況を5段階（☆～☆☆☆☆）で示し、それを平均したものを施策全体の進捗状況として3段階で示した。

[☆☆☆☆] 計画を上回り進捗

[☆☆☆☆] ほぼ計画どおりで順調

[☆☆☆] 一部に課題はあるが概ね順調

[☆☆] 全体的に遅れている

[☆] 大幅に遅れがある

主な取組の進捗	平均	星の数	評価結果
☆☆☆☆		3.7以上	順調
☆☆☆☆	2.3以上3.7未満	一部に課題はあるが概ね順調	
☆☆☆	2.3未満	取組に課題あり	
☆☆			
☆			

- 各緊急・重点プロジェクトの「具体的な取組内容」ごとの実績や関連指標の到達状況を踏まえ、進捗状況を5段階（☆～☆☆☆☆）で示し、それを平均したものをプロジェクト全体の進捗状況として3段階で示した。

[☆☆☆☆] 計画を上回り進捗

[☆☆☆☆] ほぼ計画どおりで順調

[☆☆☆] 一部に課題はあるが概ね順調

[☆☆] 全体的に遅れている

[☆] 大幅に遅れがある

主な取組の進捗	平均	星の数	評価結果
☆☆☆☆		3.7以上	順調
☆☆☆☆	2.3以上3.7未満	一部に課題はあるが概ね順調	
☆☆☆	2.3未満	取組に課題あり	
☆☆			
☆			

4 評価結果の一覧

< 施策の評価 >

柱	No	施策名	評価
知・徳・体の調和のとれた教育の推進	1	キャリア教育の推進	順調
	2	学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実	順調
	3	学習指導の改善・充実	順調
	4	国際教育の推進	順調
	5	読書活動の充実	一部に課題はあるが概ね順調
	6	学校における人権教育の推進	順調
	7	体力向上の推進	一部に課題はあるが概ね順調
	8	食育の推進	順調
	9	健康教育の推進	順調
	10	特別支援教育の推進	順調
	11	幼児期における取組の充実	一部に課題はあるが概ね順調
	12	少人数教育の推進	順調
	13	生徒指導・相談体制の充実	一部に課題はあるが概ね順調
	14	進路指導の充実	順調
	15	社会教育施設等を活用した教育の充実	一部に課題はあるが概ね順調
質の高い教育環境づくりの推進	16	教育施設・設備の整備、教育環境の向上	一部に課題はあるが概ね順調
	17	学校安全の推進	一部に課題はあるが概ね順調
	18	教職員の資質能力の向上	順調
	19	学校運営の活性化	一部に課題はあるが概ね順調
	20	校種間連携・一貫教育の推進	順調
	21	県立高校将来構想に基づく特色ある学校づくり	順調
	22	私学の振興	一部に課題はあるが概ね順調
	23	修学支援の充実	順調
生涯にわたる県民総参加の教育の推進	24	家庭教育支援の充実	順調
	25	地域と学校が連携した子どもの育成	順調
	26	生涯学習の推進	一部に課題はあるが概ね順調
	27	地域社会における人権教育の推進	順調
	28	文化にふれあい親しむ環境づくりの推進	順調
	29	文化財の保護と活用	順調
	30	「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進	一部に課題はあるが概ね順調

<緊急・重点プロジェクトの評価>

No	プロジェクト名	評価	26年度 以降の主な取組
1	グローバル人財育成 プロジェクト	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の留学や社会貢献活動への支援充実 ・ 英語の使用機会の拡充等、語学力、コミュニケーション能力の育成
2	ものづくり人財育成 プロジェクト	一部に課題はあるが 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な資格取得の促進や全国大会等へ向けた取組の支援 ・ ガイダンスや求人開拓、マッチングなどきめ細かな就職支援の充実
3	確かな学力育成 プロジェクト	一部に課題はあるが 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35人以下学級の維持継続 ・ 学力データのきめ細かな分析等による指導改善
4	豊かな心育成 プロジェクト	一部に課題はあるが 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化ふれあい事業やAFPYの活用等、文化芸術や体験活動の充実 ・ 「いじめ防止基本方針」に基づいた社会総がかりの取組の促進
5	子ども元気創造 プロジェクト	一部に課題はあるが 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食事、運動・遊び、読書」90日元気手帳の活用等による「食育」「遊び・スポーツ」「読書」への一体的、継続的な取組
6	魅力ある学校づくり プロジェクト	一部に課題はあるが 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「次期県立高校将来構想」の策定、再編整備の推進 ・ 総合支援学校における児童生徒数増加への対応や職業教育の充実
7	安心・安全な 学校づくり プロジェクト	一部に課題はあるが 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校の耐震化、市町立学校耐震化への働きかけ ・ 「学校安全推進計画」の策定
8	教職員人財育成 プロジェクト	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等と連携したセミナーや説明会等による教員志願者の確保 ・ 研修の充実等、現職教員の育成
9	地域ぐるみの 教育推進 プロジェクト	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日の教育活動の推進など「地域協育ネット」の仕組みの計画的、安定的な活用
10	世界スカウト ジャンボリー開催 プロジェクト	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界スカウトジャンボリーの開催支援 ・ 国際教育の充実等、大会を契機とした取組

【 主な意見 】

- 稲野委員：各施策の目標については、ある程度達成可能なものが設定されており、その中である程度順調にいくのは当たり前の部分がある。そうした中で、今回課題が見られたものに関しては、もう一度その見直しをしっかりとしていく必要がある。
- 岡野委員：しっかりと成果が出ていると思うが、順調にいているからと油断をすることなく、引き続き各施策の推進に取り組んでもらいたい。

議案第6号については、全出席委員の賛成により承認された。

協議事項

- ◆県立高校の再編整備について、高校教育課から以下のとおり説明が行われ、今後の取組について協議が行われた。

【概要】

奈古高校の再編整備について（案）

1 再編整備の方向性



※本県初の総合学科の分校 → 学校の歴史と伝統を踏まえ、地域の期待に応える教育の展開

2 分校への移行

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
分校				1年			1年	2年		1年	2年	3年
奈古高校	1年	2年	3年		2年	3年			3年	廃止		

※ 分校の設置場所は、現奈古高校の校地とする。

3 教育の特色

(1) 生徒の多様な進路希望に応じた教育の推進

- 総合学科として普通系列と農業系列を設置して、普通科目から農業に関する専門科目まで幅広く選択科目を開設し、生徒の進路希望に応じた科目選択を可能とする。
 - ・ 個人面談等により、興味・関心や進路希望に応じた主体的な科目選択を支援
- 個々に応じたきめ細かな指導による学力の定着を図る。
 - ・ 少人数指導／習熟度別指導／基本的な学習方法を身に付けることを目的とした個別指導の充実
- 大学等への進学希望者を対象とした教科担当者による個別学習を充実させる。

- 本校主催の大学セミナーやキャリアセミナーへの参加を可能とするほか、希望者を対象に本分校合同の夏期進学課外等を実施する。
- 農業実習施設を活用した食品製造や県立農業大学校等と連携した食品加工等の体験学習の推進により農業教育を充実させる。
- 農業に関する各種資格の取得や大会等に積極的にチャレンジし、実践力を身に付ける教育を展開する。

(2) 地域に開かれ、地域と連携し、信頼される学校づくりの推進

- 地域との交流を推進し、地域に愛され、地域に根ざした学校づくりを推進する。
 - ・ 野菜や花の苗を栽培し、地元の道の駅等で販売
 - ・ 学校が開発したキウイジャムを地域住民と一体となって商品化
 - ・ 運動会や農業体験学習など、地域の小・中学校の行事へ参加・協力
 - ・ 夏祭りなど地域行事の支援や清ヶ浜の清掃活動などボランティア活動へ積極的に参加
- 地域の人材を活用した部活動や食品加工・販売のプロジェクト発表など農業クラブの活動の活性化を図る。
 - ・ 学校行事（文化祭）における地域住民の参加（作品発表等）機会の拡充 など

(3) 多様な生徒の夢の実現に向けたキャリア教育の推進

- 自分の将来就きたい職業や生き方について深く考えるとともに、その実現に向けた学習計画を立案することを援助する科目である「産業社会と人間」の学習内容を充実させる。
- 生徒の多様なニーズに対応するため、AO入試や推薦入試を視野に入れた実践的な取組や、6次産業化の進展を踏まえ、地元の企業や農業従事者と連携したインターンシップなど、キャリア教育の充実を図る。
- 希望者を対象に、本校と合同の進学・就職説明会や面接指導等を実施する。

(4) 心豊かな生徒を育成する教育の推進

- 農業教育の実績を活かした花壇づくりや花づくりなどにより、地域の小・中学校との交流を推進し、小中高連携教育の充実を図る。
- 多様な課題を抱えた生徒に対応するため、農業実習を通じた心の教育や教育相談体制の充実を図る。

※ 上記の他、本校及び分校の教育活動の充実を図るため、奈古高校、萩高校（普通科）での取組を踏まえ、本校一分校間の連携による教育活動も検討します。

4 部活動（検討中）

奈古高校

運動部			文化部	
陸上	柔道	男子ソフトテニス	吹奏楽	美術
女子ソフトテニス	バレーボール		被服	

分校

- 奈古高校で開設されている部活動を基本に検討する。
- 本校との合同練習など、新しい部活動の運営を検討し、部活動の活性化を図る。

5 今後のスケジュール

平成26年9月 教育委員会会議 ⇒ （案）を公表
9月 県議会（文教警察委員会） ⇒ （案）を説明
10月 地域説明会
11月 教育委員会会議 ⇒ 説明会等の意見を踏まえ最終協議
12月 県議会（文教警察委員会） ⇒ 決定を公表

【 質 疑 】

- 岡野委員：地域住民の皆さんからは、どこの分校になるのか分からないといった声も聞こえる。今後行われる予定の説明会などを通じて、分校化の理由や萩高校の受け入れ態勢等、地域への説明を十分に行うようお願いしたい。
- 委員長：今回の奈古高校の分校化は、第1期の県立高校将来構想に基づくものと考えてよいか。
- 高校教育課長：第1期県立高校将来構想に基づくものとなる。
- 稲野委員：奈古高校には、現在普通科と生物資源科学科があり、これが総合学科に一本化された後は、系列として普通と農業に分かれるということだが、コースを選択するという形で分かれていくのか。
- 高校教育課長：総合学科では、生徒の科目選択の参考となるような様々な科目を系列としてまとめており、生徒は希望する進路や、学習したい分野に関連する科目を選択していく形になる。
- 中田委員：分校化をした場合に、教員の定数が減って、従前よりも教育の質が下がるという問題は生じないのか。
- 高校教育課長：総合学科になり選択科目が増えることで、普通科単独よりも多くの教員をつけることが可能であるほか、分校化のメリットとして本校との連携を行うことが出来るため、教育の質が下がるとは考えていない。
- 中田委員：科目によっては、本校の教員が分校で授業をすることが可能になるということか。

- 高校教育課長：分校への移行期間については、萩高校、それから、奈古高校、それから、奈古分校、3校が存在することになるが、教員はその全てに兼務がかかるため、教員全員で3校の生徒を指導していく体制になる。
- 宮部委員：萩高校と奈古高校の距離がそれほど離れていないのであれば、部活動は一緒に行うということでも良いのではないか。
- 稲野委員：学校行事は一緒に行うことになるのか。
- 高校教育課長：学校行事に限らず課外授業であるとか、あるいは部活動についても、可能な限り本校と分校とが連携していくことを考えている。

◆特別支援教育の充実について、特別支援教育推進室から以下のとおり説明が行われ、今後の取組について協議が行われた。

【概要】

特別支援教育の充実について

1 近辺に総合支援学校が設置されていない地域における教育環境の整備

(1) 課題

身近な地域で、総合支援学校の障害に応じた専門的な教育が受けられない児童生徒が在住している地域がある。

(2) 対応

『山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)』見直し(H26.3)

◆近辺に総合支援学校が設置されておらず、一定数の学習集団の継続的な確保が見込まれる地域について、障害の状態や生活年齢等に応じた専門的な教育を、身近な地域で受けることができる仕組みなど、教育環境の整備を検討する。

[近辺に総合支援学校が設置されておらず]

- ・居住地から総合支援学校への通学に1時間以上を要する地域

[教育環境の整備等の視点]

- ・法に定める学級人数6人が継続的に見込まれる地域
- ・義務教育段階は、可能な限り生活の基盤となる地域で教育
- ・日常的な『交流及び共同学習』による、障害のない児童生徒、地域の人との相互理解の促進

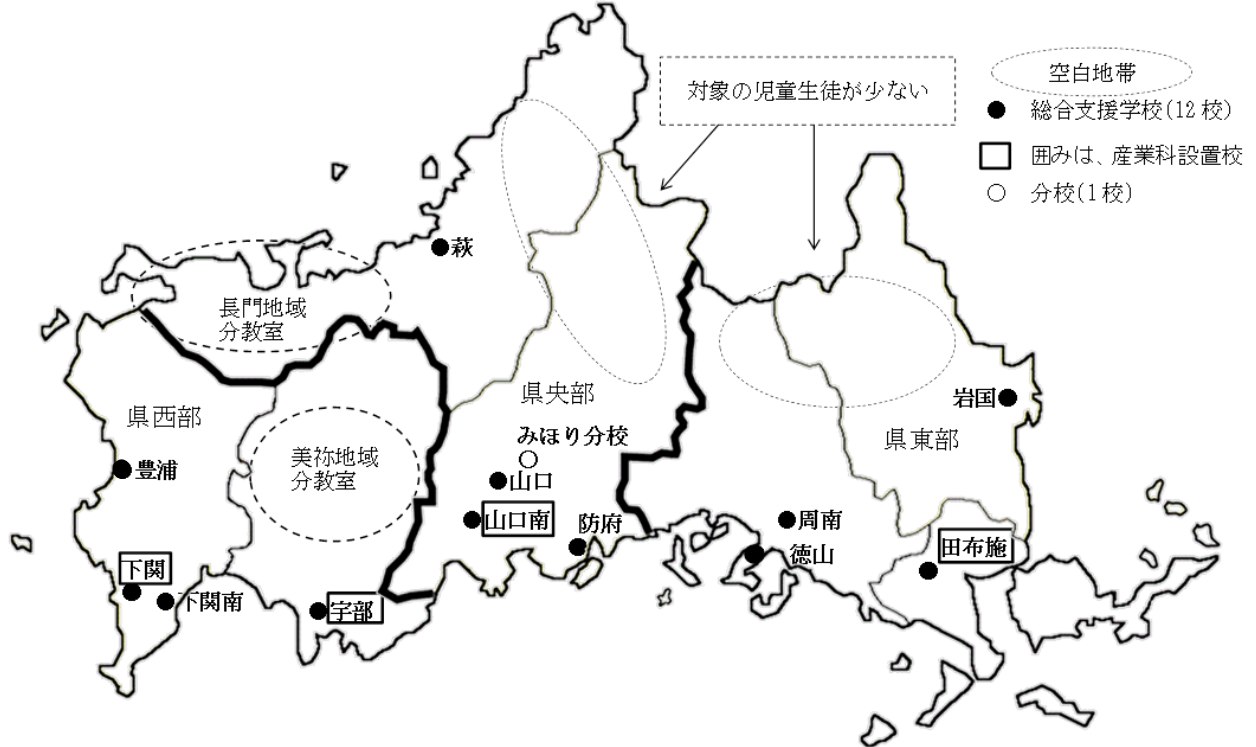
[該当する地域]

総合支援学校小・中学部に在籍する児童生徒数

	H15 > H25	H26
美祢地域	11人 > 18人	18人
長門地域	9人 > 18人	22人

総合支援学校に在籍する地域の児童生徒数、通学の利便性、交流及び共同学習の充実の観点から、美祢・長門地域へ分教室を設置。

<近辺に総合支援学校が設置されていない地域>



2 総合支援学校における就職率の向上に向けた教育環境の整備

(1) 課題

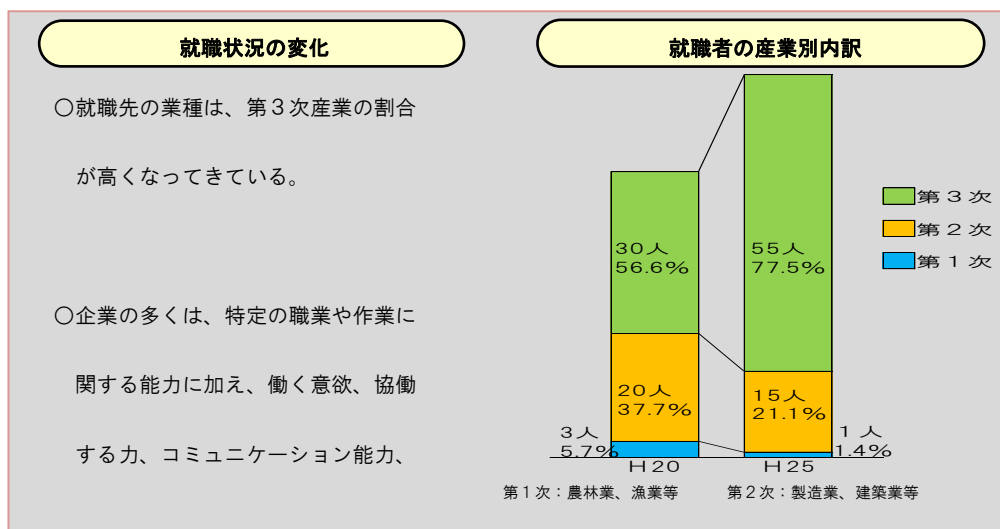
①障害のある生徒の就職を取り巻く社会状況の変化

- ・第3次産業への就職の割合が増加している。
- ・特定の職業や作業に関する能力に加え、人間関係形成能力やコミュニケーション能力、状況を判断する力等の育成が求められている。

②総合支援学校の作業学習

- ・現状では、ものづくりを中心に木工や縫製等において作業能力や作業態度の育成を目指した指導を集中的に指導している。
- ・就職先や企業が求めるニーズへの対応が求められている。

<総合支援学校12校の就職状況>



(2) 対応

『山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)』見直し(H26.3)

- ◆障害のある生徒の企業への就職を一層促進していくためには、各学校高等部における職業教育の見直しを進めるとともに、より専門的な職業教育を行うことのできる教育環境の整備について検討する。
- ◆高等部の作業学習等の取組が、生徒の就職に結び付くよう、企業等のニーズや地域の実態等を踏まえた新しい作業種目の設定について検討する。

○求人が多い第3次産業に対応できる教育環境を充実する。

<求人が多い第3次産業の例>

スーパー（商品陳列）、老人介護施設（介護補助等）、清掃等

- ・高等部『産業科』を実践的な職業教育を行う新たな『職業学科』に改編し、施設・設備を充実
- ・普通科『職業コース』の設置による職業教育の充実
- ・コミュニケーション能力の向上等につながる「実践的な実習」「地域との交流」を充実

<例>・校内に喫茶スペース等を設け、地域の方への接客や交流等を実施
・養護老人ホーム等での介護補助や清掃等に関する実習等を実施

<実践的な職業教育を行う施設設備の例（他県）>

喫茶スペース等を校内に設置

地域や保護者の方との交流・接客に取り組む。



レジスターや商品陳列棚を校内に設置。

作業学習等で制作した商品等の値札付け・商品整理から販売までを総合的に学習する。



【 質 疑 】

- 稲野委員：特別支援学校の分校や分教室、通常の学校における特別支援学級の違い、メリットはどのようなものか。
- 特別支援教育推進室次長：特別支援学校の分校や分教室と特別支援学級の違いは、特別支援学校の場合、就学対象となる児童生徒の障害の程度が異なるというもの。また、分校と分教室については、在籍する児童生徒の人数が異なるだけで機能的な違いはない。分校、分教室のメリットについてだが、特別支援学校の一部であることから、障害に応じた専門的な教育を受けることが出来る点にある。
- 岡野委員：今回の分教室の設置によって、萩総合支援学校の本校の生徒はどの程度減少することになるか。
- 特別支援教育推進室次長：長門地域の分教室を設置した場合、何名の児童生徒が分教室を希望されるかは、まだ正確な数を把握できていない。今後、保護者の意向もしっかりと受けとめながら、確認をしていきたい。
- 宮部委員：現在の就職率はどのくらいか。
- 特別支援教育推進室次長：高等部3年生全員に対する就職率は20%程度であるが、就職を希望した生徒に対する就職率は90%後半となっている。就職を希望する生徒については全員が就職できるように今後も就業、職業教育に取り組んでいきたい。

◆山口県学校安全推進計画の策定について、学校安全・体育から以下のとおり説明が行われ、今後の取組について協議が行われた。

【概要】

I 「山口県学校安全推進計画」の策定について

策定の背景

- H21.4 学校保健法の改正 → 学校保健安全法

<国の責務>学校安全に関する計画の策定

各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進

国は、平成24年4月、「学校安全の推進に関する計画」を策定

- 学校保健安全法は、地方公共団体にも同様な計画の策定を努力義務として規定



山口県における「学校安全の推進に関する計画」に準じた計画の策定

「山口県学校安全推進計画」

策定の趣旨

「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的に、過去の学校安全の取組における成果と課題を踏まえて、本県における学校安全の更なる充実に資するため、平成26年度からおおむね4年先までを見通して、本県における学校安全の推進について、その基本的な方向性と具体的方策を示す。

■ 計画の位置付け

- 「学校保健安全法」に基づき学校安全の推進に関する計画を策定
- 国の「学校安全の推進に関する計画」を参酌
- 「山口県教育振興基本計画」を踏まえた学校安全分野の計画

【参考】

学校保健安全法（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

策定方法

1 策定の組織体制

（1）「山口県学校安全推進計画」策定ワーキンググループ

- 県警生活安全企画課、県警交通企画課
- 学事文書課、防災危機管理課、地域安心・安全推進室、健康増進課、こども未来課、砂防課
- 教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育推進室、社会教育・文化財課、人権教育課、学校安全・体育課

(2) 山口県学校等安全連絡協議会

関係団体

県自治会連合会、県老人クラブ連合会、(公社)県防犯連合会、
(一財)県交通安全協会、県PTA連合会、県公立高等学校PTA連合会、
県私立中学高等学校PTA連合会、県都市教育長会、県町教育長会、
県小学校長会、県中学校長会、県公立高等学校長会、県私立中学高等学校協会

県警本部関係課

生活安全企画課、交通企画課

知事部局関係課

学事文書課、防災危機管理課、地域安心・安全推進室、健康増進課、こども未来課、
砂防課

県教委

教育次長、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育推進室、
社会教育・文化財課、人権教育課、学校安全・体育課（事務局）

2 策定のスケジュール

平成26年度

- 8月 第1回学校等安全連絡協議会【協議】
- 9月 教育委員会会議【協議】（素案）
- 9月 文教警察委員会【協議】（素案）
- 10月 パブリックコメント（素案）
- 1月 学校等安全連絡協議会【協議】（最終案）
- 2月 教育委員会会議【協議】（最終案）
- 2月 文教警察委員会【協議】（最終案）
- 3月 公表・周知

Ⅱ 「山口県学校安全推進計画（素案）」の概要

第1章 学校安全の現状と課題、方向性

1 本県における学校安全の現状と課題

これまでの取組

- 学校における安全管理体制の強化
- 子どもたちの危険予測・回避能力の育成
- 地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の整備

課題

- 子どもたちの安全や命に関わる事件・事故・災害は、変わらず発生している。
- 学校、家庭、地域等の連携による学校安全の取組の更なる充実が求められている。

2 本県における学校安全の方向性

■ 学校・家庭・地域等が学校安全の目標を共有

学校安全の目標

- ◇事件・事故・災害による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえのない命を守ること
- ◇子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること
- ◇自分の安全を確保した上で周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること



- これらの目標を、学校・家庭・地域等、幼児児童生徒（以下「児童等」）の育成にかかわる全ての関係者が共通の認識として共有する。

■ 学校安全推進の取組方針

- 1 教職員の安全意識の向上と危機対応力の強化
- 2 保護者・地域・関係機関と連携した学校安全の取組強化
- 3 自他の命を守る「交通安全」の推進
- 4 防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」の推進
- 5 安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」の推進
- 6 総合的な安全教育・安全管理の取組を推進する組織活動の充実

3 「山口県学校安全推進計画」の概要

■ 計画の体系

【本県の教育目標】

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成

3つの力 学ぶ力 創る力 生き抜く力
3つの心 広い心 温かい心 燃える心



【学校安全の目標】 【第1章】

- 事件・事故・災害による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえのない命を守る
こと
- 子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること



【学校安全推進の取組方針】 【第1章】

- ◆ 教職員の安全意識の向上と危機対応力の強化
- ◆ 保護者・地域・関係機関と連携した学校安全の取組強化
- ◆ 自他の命を守る「交通安全」の推進
- ◆ 防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」の推進
- ◆ 安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」の推進
- ◆ 総合的な安全教育・安全管理の取組を推進する組織活動の充実



【学校安全の総合的かつ効果的な取組の推進】

- 安全教育の充実 【第2章-1】
- 学校の施設設備の整備充実 【第2章-2】
- 学校における安全に関する組織的取組の充実 【第2章-3】
- 家庭、地域との連携体制の充実 【第2章-4】
- 推進体制の整備 【第3章】

第2章 学校安全の推進に向けて

1 安全教育の充実

■ 安全教育充実のための視点

- 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体で総合的に安全教育を推進する。
- 本県の教育目標を踏まえながら、他と協働して、自他及び郷土・社会の安全や安全文化の創造に貢献することができる自立した存在へと児童等を育成していく。

■ 教育方法の改善

- 児童等の心身の成長の過程に即した体験的な学習を推進する。
- 国及び県作成教材の更なる活用を図る。
- 災害教訓やICT機器の活用を図る。
- 専門家との連携により体験的な学習の効果を高める。
- 子どもたちの主体性を育てる、自己理解・自己評価型の教育などの教育方法を取り入れる。

■ 安全教育に係る時間の確保

- 学校安全の総合的かつ効果的な取組に向けて指導の重点化を図るとともに、各時間の活用を図ることで指導効果を高める。

■ 避難訓練の在り方の工夫・改善

- より実践的な避難訓練になるよう、実施方法、指導の在り方を工夫・改善する。
- 「地域協育ネット」等の取組の中で、保護者や地域の参画を得て、学校や地域の実情に即した実践的な訓練を実施する。

■ 幼児児童生徒の状況に応じた安全教育

- 個々の児童等の状態や障害の状況に十分留意する。
- 校種ごとの特徴等を理解し、心身の成長の過程に即した安全教育を実施する。

■ 情報社会への対応

- 家庭・関係機関と連携を図りながら、情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット等の適切な利用に関する啓発活動について、学校、保護者、市町教育委員会、企業、地域と一体となって取組を推進する。

2 学校の施設及び設備の整備充実

■ 学校施設の安全性確保のための整備充実

- 学校施設の耐震化・耐震対策を推進する。
- 学校施設に対する津波対策の検討を行う。

■ 学校における非常時の安全に関わる設備等の整備充実

- 侵入者等からの安全確保に向けた設備等の整備を行う。
- 飲料水・食料・毛布等、災害時に帰宅困難となった児童等が学校に待機するために必要な備蓄品目の学校施設への備蓄を行う。

■ 学校における避難所機能の充実

- 地域住民の安全確保に向けた設備等や連絡・連携体制の整備を行う。

3 学校における安全に関する組織的取組の充実

■ 学校安全計画の策定と内容の充実

- 学校安全計画に基づき、全教職員の共通理解の下で学校安全の取組を推進する。
- 取組状況を点検・評価し活動の改善を図るPDC Aサイクルを確立する。
- 学校安全計画の内容について、各種会議、学校だよりや学校のWeb ページ等を活用して、保護者等の関係者に周知し協力体制を整える。
- ISS（インターナショナルセーフスクール）活動などの、セーフティプロモーションの概念に基づく取組を参考に、学校安全の取組の充実を図る。
- 学校安全計画の内容充実に向け、特色ある優れた実践事例、事件・事故情報、災害記録などの活用を図る。

■ 学校における人的体制の整備

- 核となる教職員を「学校安全担当」として校務分掌で定めるとともに、全教職員が学校安全に参加する体制を整える。
- 管理職や中核となる教職員の、学校安全に関する資質能力の向上を図る。
- 学校安全の活性化と強化を図るため、外部人材との連携による人的体制の充実を図る。

■ 学校における安全点検の充実

- 学校安全3領域全ての観点から、客観的・計画的・組織的に点検する。

安全点検の視点

- ・「交通安全」の観点からの、校地内及び校区や通学路の交通環境の安全性
- ・「災害安全（防災）」の観点からの、地震や台風などの自然災害に対する学校の施設・設備及び校区や通学路環境の安全性
- ・「防犯」の観点からの、侵入者に対する学校の施設・設備や人的対応及び校区や通学路環境の安全性

- 安全点検の効果を高める観点から、児童等、保護者、専門家等が参加して点検する機会を設ける。
- 安全点検の形骸化等を防止するために、実施方法の工夫を行う。

■ 学校安全に関する教職員の研修等の推進

- 国・県等が作成した資料を活用するなどして、各学校の実態に即した実践的な研修を実施する。
- 管理職等を対象に、本推進計画の周知を目的とした研修会を開催し、各学校において本推進計画を基盤にした主体的な取組が実施されるよう支援する。

■ 事件・事故・災害発生時の対応の強化 ～危機管理マニュアルの改善～

- 学校や地域の特性を勘案し、起こり得る様々な事態を想定して危機管理マニュアルの見直し・改善を図る。
- 児童等の安全確保に向けて、学校と保護者との間で、様々な場面を想定した事前の確認や情報の共有を行う。
- 保護者と連携した緊急時の対応方法を危機管理マニュアルに具体的に示すとともに、保護者への周知を図る
- 携帯電話等へのメール配信等、緊急時の協力依頼等を保護者へ迅速に伝達する手段の整備と活用を行う。

■ 事件・事故・災害発生時における心のケア

- 事件等発生後は児童等の健康観察をきめ細かく行い、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行う。
- 毎日の健康観察、校内組織体制の構築、教職員等の研修、医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携など、平常時から心のケアの基盤を整える。
- 学校・教育委員会が心のケアにおける役割を明確にするとともに、専門家・専門機関、保護者との連携・協力のもと心のケアを行う。
- 事件等発生時に心のケアを適切に行うた、管理職のリーダーシップのもと、心のケアに関する研修を実施する。

■ 保健衛生面における危機管理の充実

- 感染症・食中毒、食物アレルギー、誤嚥・異物混入等給食事故、熱中症などの保健衛生面における危機に、迅速かつ適切な対応を組織的に行うため、危機管理マニュアルの整備を行う。
- 保健衛生面における危機について、対応方法など参考となる資料の収集・紹介に努めるとともに、事故等につながる恐れのある事例を収集し、未然防止に向けた情報提供に努める。

4 家庭、地域との連携体制の充実

■ 家庭との連携推進

- 学校安全計画や安全教育の取組等を積極的に保護者に周知し、理解や協力を求めることで、家庭と連携して安全教育を推進する。

保護者への情報提供

- ・家庭訪問や保護者懇談会、地域学校安全委員会などの機会を利用する。
- ・学校だよりや学年・学級通信等により周知する。
- ・学校のWebページに掲載する。

- 保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かす。
- PTAとの協力体制を構築し、学校安全に係るPTA活動の推進を図る。

■ 地域との連携推進

- 児童等の安全を確保するため、地域のボランティア、専門的な関係機関や団体、民間事業者（自動車教習所など）等と積極的に連携する。
- 学校安全活動に関連する人的資源、教材、学習の場などを、家庭や地域に積極的に求め、活動の充実を図る。

- ・地域にある安全に関する施設を教材として活用する。
- ・地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- ・地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする学習活動を計画・実施する。
- ・地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域住民等との助け合いの精神を育てる。

- 学校関係者や保護者、地域住民等の連携により教育を支援するコミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の取組の中で課題を共有し、子どもたちの安全確保に向けて協働する体制を構築する。

第3章 計画の推進に必要な事項

1 本県における推進体制の整備

■ 学校安全の質的向上 ～「学校安全推進プログラム」の作成～

- 学校安全の評価・改善の参考となる、求められる取組の姿を具体的に示した「学校安全推進プログラム」を作成する。
- 国等の調査を参考にするとともに、県教委で実施している「学校安全に関する取組状況調査」等により学校の取組状況を的確に把握し、「学校安全推進プログラム」に反映させる。

■ 市町教育委員会、関係機関等との連携強化

- 本推進計画について市町教育委員会と共通理解を図り、学校への支援を効果的・継続的に行う。
- 学校安全に関する関係機関・団体等の参加を得て総合的な協議を行う「山口県学校等安全連絡協議会」を継続して開催し、市町教育委員会、関係機関等との連携強化を図る。
- 市町教育委員会、市町防災部局、専門家等との連携強化に資する学校安全関連事業を積極的に実施する。

2 市町における推進体制の整備

■ 市町教育委員会を核とした連携体制づくり

- 学校安全に係る学校の主体的な取組を支援するため、市町教育委員会を核とした、市町の関係部局等との連携体制づくりを促す。

■ 地域のボランティアを支える体制づくり

- 市町教育委員会による、スクールガード等、地域の安全ボランティアを支えるための体制の整備・促進を促す。

■ 学校運営を支える体制づくり

- コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の取組は、学校安全の組織活動を活性化し、学校安全の推進に資するものであるという認識を市町教育委員会と県教委が共有し、連携して取組を推進する。

【 質 疑 】

- 委員 長：この計画について、山口県の特徴はどのような点か。
- 学校安全・体育課長：学校における安全に関する組織的な取組として、事件・事故・災害発生時における児童等の心のケアを本県独自の項目として挙げている。
また、感染症や食中毒、食物アレルギーとか異物混入等の給食の事故等に対し適切な対応を組織的に行うため、危機管理マニュアルの整備を行うなど保健衛生面における危機管理の充実を図っているのが、本県の特徴となる。
- 岡 野 委 員：学校によって全く状況が違うので、今回策定しようとしている学校安全推進計画をそのまま活用するのは難しいと思う。各学校でも独自の推進計画の策定が必要。また、子供たちの命を守るためにどうするべきか、ということは、やはり地域や家庭の中で考えていく必要がある。県の計画を叩き台にしながら、学校、地域、家庭がそれぞれの立場で子どもの命を守ることを考え、実行していけるよう取り組んでもらいたい。

- ◆「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の素案について、教育政策課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

第1章 はじめに

1 プラン策定の趣旨

- 将来にわたって元気な山口県を創っていくためには、中長期的な視点に立って県政の推進方策を明確に定め、新たな県づくりの道筋をつけることが必要である。
- このため、山口県の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けて取り組む政策、施策を戦略的・計画的に進めていくために策定する。

2 プランの性格と役割

- 新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向を取りまとめた総合計画であり、かつ、その方向性に沿って取り組むべき具体的な施策を掲げた実行計画としての性格も兼ね備えている。
- 本県の目指す県づくりの方向性を、市町はもとより、企業、団体、そして全ての県民と共有し、共に取り組んでいくための指針となるものである。

第2章 山口県の今をみる

1 特性をつかむ

山口県は、豊かな自然や歴史・文化、特色ある産業など様々な特性を有しており、その優れた面を県づくりに積極的に活かしていく必要がある。

(1) 自然・環境

- 穏やかな多島海美の瀬戸内海、荒々しい浸食海岸美の日本海という異なった表情の海をもつ沿岸地域
- 四季折々の変化に富む内陸山間地域
- 気候は概して温暖、風水害や地震も少なく、全国的にも住み良い県

(3) 地域

- 海外との交流を担う3つの国際定期航路
- 2つの空港と5つの新幹線停車駅
- 分散型都市構造
- 県土の7割を占める中山間地域

(2) 歴史・文化

- 日本の歴史の大きな転換の舞台
- 多数の文化遺産、歴史遺産
- 幕末・維新の激動期に人材を多数輩出し、8人の内閣総理大臣も輩出

(4) 産業

- 第2次産業の比率が高く、全国有数の工業県
- 瀬戸内海沿岸に、基礎素材型産業や輸送用機械産業が集積
- 各地域の気候や特性に応じた多様な、特色ある農産物を生産
- フグ、アマダイなど、多種多様な魚介類を水揚げ

2 課題をとらえる

- 人口減少、少子高齢化の更なる進行は、産業・経済をはじめ、地域社会や県民生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。
- また、雇用や地域活力を維持する産業の基盤づくりや多発する大規模災害への対応など、今、突破すべき様々な課題を抱えている。

(1) 人口減少・少子高齢化

人口減少・少子高齢化問題は、県の活力を維持・向上させていく上で最も大きな課題

～平成 22 年時点 145 万人の人口が、平成 52 年には 102 万人にまで減少～

- 生産年齢人口の大幅な減少、後期高齢者の激増
- 若者の県外流出、社会減を上回る自然減
- 出生数及び 20～39 歳の女性人口の大幅な減少
- 初婚年齢と生涯未婚率の上昇、出産年齢の大幅な上昇

(2) 産 業

- 産業基盤の整備充実や成長分野の産業集積の促進、中小企業の経営基盤の強化
- 農林水産業の担い手不足に対応した法人経営体の育成や新規就業者の定着促進、産地間競争等に対応した生産技術や生産体制の強化、需要拡大

(4) 人 材

- 児童生徒への知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成
- 働きたい女性が、働き続けることのできる環境の整備
- 高齢者や障害者が活躍できる環境の整備

(3) 地 域

- 中山間地域における集落機能の確保と持続可能な地域づくり

(5) 安心・安全

- 南海トラフ巨大地震や日本海における大規模地震、相次ぐ大雨災害など、自然災害等への対応
- 2025 年問題に対応した医療や介護の提供体制の充実

(6) 財 政

- 県債残高は増嵩を続け、平成 26 年度末で 1 兆 3,027 億円に達する見込み
- 貯金に当たる財源調整用基金も減少傾向

第3章 新たな県づくりの推進方向

1 県づくりに向けて ～人口減少社会への挑戦～

- 人口減少問題は、国の未来を左右する大きな問題であり、今まさに手を打つべき重要な岐路に立たされている。地方はもっと深刻な状況にある。人口の減少は消費活動の衰退を招き、県の発展を支える産業や経済が縮小の一途を辿ることになりかねない。
- その流れを食い止めることは大変困難であるが、今を生きる私たちは力を合わせ、人口減少社会に挑戦し、未来を変えていくために最大限の努力を行わなければならない。
- 新たな県づくりに向けては、人口減少や少子化など時代が突き付けている課題を正面から受けとめ、将来にわたって元気な山口県を創っていくために、目指すべき将来像を描き、その実現に向けて、今なすべきことを明らかにし、総力を結集して取組を推進する。

2 県づくりの基本目標

「活力みなぎる山口県」の実現

人口減少・少子高齢社会にあっても、元気な産業や活気ある地域の中で、県民誰もがはつらつと暮らせる「活力みなぎる山口県」の実現を目指す

県づくりの推進力となる人口の減少に歯止めをかけ、県内では活発な経済活動や人、物の交流が行なわれ、人々が協力し合って地域づくりが進み、そして全ての県民が希望を持って、地域社会で活躍し、暮らしの安心・安全も確保されている。

3 計画期間

平成26(2014)年度から平成29(2017)年度

プランは、基本目標の実現に向け、この計画期間に取り組むべき施策を明らかにしたものの

4 県政推進の基本姿勢

県政推進に当たっては、次の2つを基本姿勢として、新たな県づくりを進める。

○市町、関係団体、企業、県民の力の結集

新しい山口県は、行政はもとより、全ての主体が自ら行動し、ともに支え合い、一緒になって創り上げていくことが重要

○現場重視・成果重視・スピード重視の3つを基本

現場目線に立ち、今すべきことに、できることからスピード感を持って対応することが重要

第4章 活力ある未来を拓く ～重点的な施策の展開～

1 5つの未来開拓戦略

○本県が直面する様々な困難の克服に向けて、果敢にチャレンジし、「活力みなぎる山口県」を創っていくため、

- ・本県の元気を創出する攻めの取組である「産業」「地域」「人材」の活力創造
- ・その基盤を支える県民の「安心・安全」の確保
- ・こうした取組を着実に進めるための「**県政の基盤の強化**」の5つの「**未来開拓戦略**」を政策の柱として設定

I 産業活力創造戦略

本県の活力源は、強い産業であるとの認識の下、国際競争力の強化に向けて産業基盤の整備や成長産業の育成・集積の取組を、スピード感を持って実行する。また、中小企業の成長支援の強化、6次産業化等による農林水産業の振興、山口県の持つ多彩な魅力の戦略的な発信、観光力の強化などを進める。

II 地域活力創造戦略

山口県の将来を見据えて地域が維持・発展できる、互いの絆を大切にし、支え合う底力のある地域づくりが必要であるとの認識の下、中山間地域をはじめとする県内各地域の活性化、そして、その推進力となる多様な県民活動を促進することなどにより、活力ある地域づくりを進める。

III 人材活力創造戦略

本県の元気を創出していくのは人であるとの認識の下、子どもや若者は将来の夢が実現でき、女性をはじめとするあらゆる人材が活躍できる基盤の整備に向けて、子育て環境の充実、きめ細かな学習指導ができる教育体制の整備などを進める。

IV 安心・安全確保戦略

県民誰もが不安なく暮らせる生活は、県民生活の基本であるとの認識の下、防災・減災対策の充実、高齢化の進行を踏まえた医療や介護の提供体制の充実、暮らしの安心・安全の確保などを進める。

V 行財政基盤強化戦略

県政の着実な推進のためには、将来にわたって持続可能で揺るぎない行財政基盤づくりが不可欠であるとの認識の下、効率的な行政運営や財政基盤の強化に取り組む。

2 15の突破プロジェクト

○5つの未来開拓戦略の下に、諸課題を突破し活力ある未来を拓いていくため、選択と集中の視点に立ち、重点的に政策を進める15の「**突破プロジェクト**」を設定

〔I 産業活力創造戦略〕

1 世界に広がる産業力強化プロジェクト

県内企業の国際競争力を強化し、地域経済の活性化を図るため、港湾の機能強化や道路網の整備、工業用水の安定供給を進めるとともに、企業の新規立地や設備投資、研究開発を促進

2 次世代の産業育成プロジェクト

山口県の特徴を活かした次世代産業の育成を図るため、基礎素材型産業等の集積や企業の持つ高い技術力を活用し、医療関連産業、環境・エネルギー産業、水素利活用など、今後の成長が期待される付加価値の高い産業の育成を促進

3 挑戦する中堅・中小企業応援プロジェクト

地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業が経営基盤を強化し、成長していけるよう、事業展開の促進や創業支援、人材の育成、建設産業の再生・強化を推進

4 元気な農林水産業育成プロジェクト

担い手の減少、貿易自由化などの課題に直面する中で、元気な農林水産業を育成していくため、国内外への販路拡大、6次産業化・農商工連携の推進、担い手支援日本一の実現、生産体制の強化等を推進

5 山口の魅力発信・観光力強化プロジェクト

山口県の持つ多彩な魅力を全国に発信し、観光交流人口の拡大による地域の活性化等を図るため、情報発信・売り込み体制の再構築や、全県的な観光推進基盤の構築、国内外に誇れる観光地域づくりを推進

〔II 地域活力創造戦略〕

6 暮らしやすいまちづくり推進プロジェクト

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、コンパクトなまちづくりや生活交通の維持・活性化等を推進するとともに、地域や産業の活力を創出する基盤である道路網や空港・新幹線など高速交通ネットワークの整備を推進

7 地域の元気創出応援プロジェクト

中山間地域の元気を創出していくため、基礎生活圏の形成による集落機能の維持・活性化やビジネスづくり等を促進するとともに、県民活動の活発化、地域の絆づくり、UJIターンを推進

8 ふるさとの自然環境保全プロジェクト

ふるさとの豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、再生可能エネルギーの導入促進や地球温暖化対策、循環型社会の形成、多様な生物との共生などを推進

〔Ⅲ 人材活力創造戦略〕

9 子育てしやすい環境づくり推進プロジェクト

若い世代が希望を叶え、安心して結婚、妊娠・出産、子育てをすることができるよう、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや、周産期医療・小児医療、不妊治療対策の充実、子どもを守る取組を推進

10 次代を拓く教育充実プロジェクト

次代を拓く子どもたちや若者を育成するため、社会総がかりでの「地域教育力日本一」の取組による確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育や山口県立大学の機能強化、私学の振興を推進

11 みんなが活躍できる地域社会の実現プロジェクト

女性をはじめ、若者、高齢者、障害者など多様なひとが、いきいきと活躍することができるよう、仕事と子育て等を両立できる環境づくりや雇用の場の確保、文化・スポーツの振興など、みんなが活躍できる地域社会の実現を推進

〔Ⅳ 安心・安全確保戦略〕

12 災害に強い県づくり推進プロジェクト

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に強い県づくりを進めるため、防災対策・危機管理体制の充実など災害対応力の強化を図るとともに、社会インフラの老朽化対策、公共施設や民間建築物の耐震化、地域防災活動の促進などハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進

13 安心の保健・医療・介護充実プロジェクト

生涯を通じて健康で安心して暮らすことができるよう、医師・看護師等の確保・育成対策や医療機能の分化・連携、がん対策、救急医療体制の整備、地域包括ケアシステムの構築、健康づくりを推進

14 日々の暮らし安心・安全確保プロジェクト

県民が安心・安全に過ごすことができるよう、食や消費生活の安心・安全の確保、子ども・高齢者・女性等を犯罪や交通事故から守る対策、体制強化を推進

〔Ⅴ 行財政基盤強化戦略〕

15 持続可能な行財政基盤強化プロジェクト

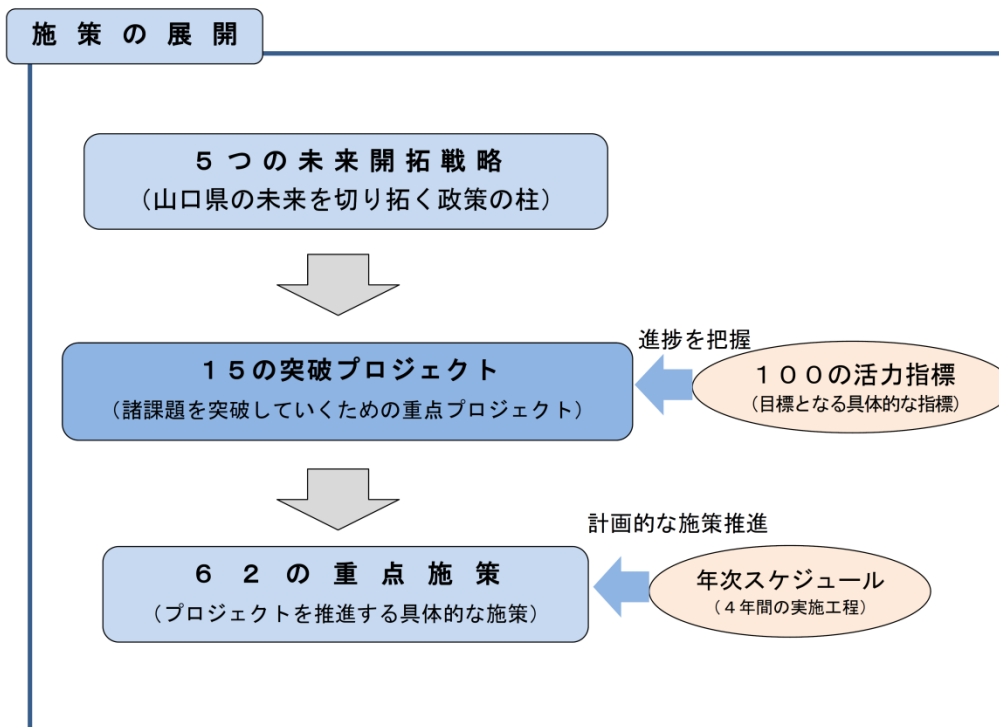
将来にわたって持続可能で揺るぎない行財政基盤を確立するため、効率的で質の高い行政運営の基盤づくりや財政基盤の強化を推進

3 62の重点施策

- 15の突破プロジェクトには、各プロジェクトの達成に向けて重点的に取り組む施策として、62の「**重点施策**」を設定
- 62の重点施策ごとに、4年間の施策を着実に進めるための具体的な実施工程を示す「**年次スケジュール**」を明記

4 100の活力指標

- 突破プロジェクトごとに、プランの進捗を図るとともに、市町・県民等とともに目指していく具体的な数値目標として、100の「**活力指標**」を設定



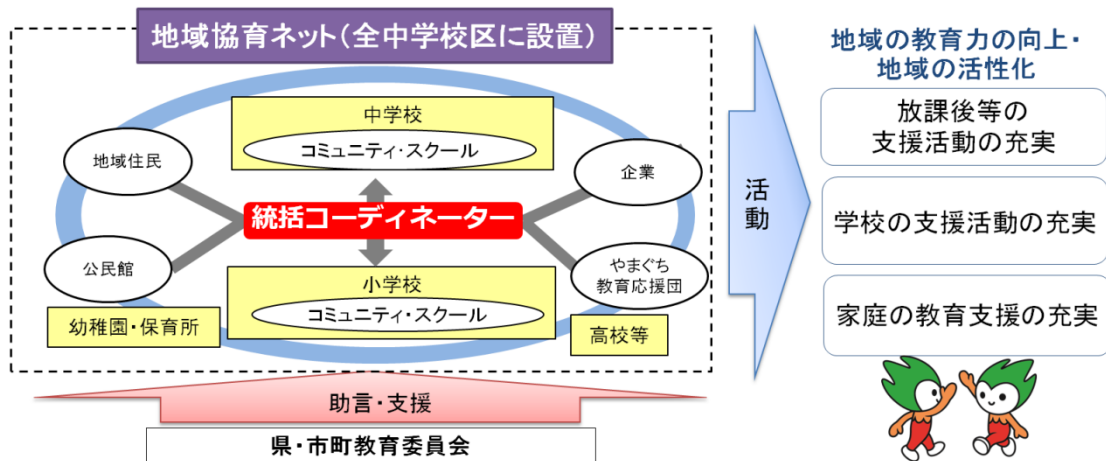
○ 教育に関する主な施策（抜粋）

重点施策 11 ものづくり産業を牽引する人材の育成

- ・技術者・技能者の育成、技能・技術の円滑な継承と技能の振興
- ・地域産業を支える将来のスペシャリストを育成

重点施策 35 社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進

- ・全国トップのコミュニティ・スクール設置率の100%達成
- ・好事例の全県への普及などの取組による活動内容の充実
- ・地域協育ネットの充実と併せ、日本一の社会総がかりでの教育を推進



重点施策 36 未来を切り拓く確かな学力の育成

- ・全国トップクラスの学力をめざす取組の充実と生徒の夢を志に高める教育の展開
- ・グローバル化に挑戦する山口県の未来を支える人材の育成

重点施策 37 元気創造！！たくましいやまぐちっ子の育成

- ・ふるさとやまぐちの心に学ぶ道徳教育、体験活動の充実、キャリア教育の強化
- ・食育、遊び・スポーツ、読書に一体的に取り組む「子ども元気創造」の取組推進

重点施策 38 一人ひとりを大切にするきめ細かな指導体制づくりの推進

- ・少人数学級化や少人数指導の推進などきめ細かな支援体制の整備
- ・いじめの未然防止・早期対応・解消率100%を目指す相談・支援体制の充実

重点施策 48 生活・社会基盤の耐震化の推進

- ・学校や公共施設等の耐震化の推進、民間建築物の耐震化の促進

【 質 疑 】

- 委員 長：教育委員会関係として挙げられた施策については、教育委員会のみで取組を進めて行くものになるのか。
- 教育政策長：教育委員会が中心となって進めるものであるが、「施策11のものづくり産業を牽引する人材の育成」の場合、商工労働部と連携を行うなど、関連する部局と連携しながら進めて行く必要があると考えている。

◆平成27年度山口県立学校職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について、教職員課から以下のとおり報告が行われた。

【概 要】

平成27年度（2015年度）山口県立学校職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	2人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		工業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			電気系	1人程度	
		水産	機関系	1人程度	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
	看護		1人程度	看護の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
	身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	2人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ	
寄宿舎指導員	/		1人程度	特別支援学校の寄宿舎における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

2 受験資格

昭和45年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
 実習助手（工業・水産・看護）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

平成26年9月12日（金）から10月3日（金）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期 日 平成26年11月2日（日）
- (2) 場 所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舎指導員
 教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（工業・水産・看護）
 教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日 時 平成26年11月27日（木）午前9時
- (2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場 所 山口県庁インフォメーションプラザ
 山口県教育委員会の教職員課のホームページ

◆平成26年度全国学力・学習状況調査結果について、義務教育課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成26年度全国学力・学習状況調査結果について

1 教科に関する結果

○ 全体の結果

○ 平均正答率を山口県と全国とで比べると、小・中学校ともに、国語、算数・数学のA・Bの全区分で全国平均を上回る結果である。

○ 各教科の結果

全国の平均正答数、平均正答率との比較

【小学校】

	平均正答数 (問)		平均正答率 (%)		
	山口県	全 国	山口県	全 国	全国との比較
国語A	11.0/15	10.9/15	73.6	72.9	+0.7
国語B	5.8/10	5.5/10	57.8	55.5	+2.3
算数A	13.5/17	13.3/17	79.5	78.1	+1.4
算数B	7.6/13	7.6/13	58.6	58.2	+0.4

【中学校】

	平均正答数 (問)		平均正答率 (%)		
	山口県	全 国	山口県	全 国	全国との比較
国語A	25.8/32	25.4/32	80.7	79.4	+1.3
国語B	4.7/9	4.6/9	52.4	51.0	+1.4
数学A	25.3/36	24.3/36	70.3	67.4	+2.9
数学B	9.4/15	9.0/15	62.6	59.8	+2.8

○ 各教科の特徴

小学校国語

国語Aについては、平均正答率が73.6%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の定着にやや課題が見られる。国語Bについては、平均正答率が57.8%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の活用に課題が見られる。

【相当数の児童ができています点】

- (A) 第5学年までに学習した漢字を読むこと、書くこと
- (A) 文の意味のつながりを捉え、仮定の表現を用いて適切な文に書き直すこと

【課題のある点】

- (A) 故事成語の意味と使い方を理解すること、新聞の投書を読み、表現の仕方を捉えること
- (B) 立場や根拠を明確にして、質問や意見を書くこと

小学校算数

算数Aについては、平均正答率が79.5%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の定着にやや課題が見られる。算数Bについては、平均正答率が58.6%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の活用に課題が見られる。

【相当数の児童ができています点】

- (A) 整数や分数の四則計算をすること
- (B) 示された場面から計算の結果の見通しをもち、(2けたの数) × (1けたの数) の筆算をすること

【課題のある点】

- (A) 割合が1より小さい場合でも、比較量が(基準量) × (割合) で求められることを理解すること
- (B) 示された情報を基に、量の敷き方を図示すること、示された情報を整理し、筋道を立てて考え、小数倍の長さの求め方を記述すること

中学校国語

国語Aについては、平均正答率が80.7%であり、成果が見られた。国語Bについては、平均正答率が52.4%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の活用に課題が見られる。

【相当数の生徒ができています点】

- (A) 文脈に即して漢字を正しく読むこと
- (A) 語句の意味を理解し、文脈の中で適切に使うこと

【課題のある点】

- (A) 目的に沿って話し合い、互いの発言を検討すること
- (B) 資料から適切な情報を得て、伝えたい事実や事柄が明確に伝わるように書くこと

中学校数学

数学Aについては、平均正答率が70.3%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の定着にやや課題が見られる。数学Bについては、平均正答率が62.6%であり、全国平均を上回っているものの、知識・技能の活用に課題が見られる。

【相当数の生徒ができています点】

- (A) 単項式どうしの除法 ($10xy \div 5x$) を行うこと、等式の性質と移項の関係を理解すること
- (B) 空間における位置に関する情報を適切に読み取ること

【課題のある点】

- (A) 図形の回転移動において辺や角の対応を読み取ること、円柱と円錐の体積の関係や関数の意味を理解すること
- (B) 証明の過程や結論を基に、新たに図形の性質を見出すこと

2 質問紙調査の結果

○授業づくりに関する児童生徒質問紙と学校質問紙との関連質問

授業の目標（めあて・ねらい）

- 授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていたと思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 授業の冒頭で目標（めあて・ねらい）を児童生徒に示す活動を計画的に取り入れた学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 児童生徒と学校の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えている割合と、そのように受け取っている児童生徒の割合には、依然として差がある。
- 授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていたと思うと回答している児童生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

授業で発表する機会

- 自分の考えを発表する機会が与えられていたと思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られ、特に中学校においては、年々増加している。
- 発言や活動の時間を確保して授業を進めた学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 児童生徒と学校の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えている割合と、そのように受け取っている児童の割合には、依然として差がある。
- 発言や活動の時間を確保して授業を進めた学校の方が、教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

学級の友達の間で話し合う活動

- 学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていたと思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られ、特に中学校においては、年々増加している。
- 学級やグループで話し合う活動を授業などで行った学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 児童生徒と学校の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えている割合と、そのように受け取っている児童の割合には、依然として差がある。
- 学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていたと思うと回答している児童生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

学習内容の振り返り

- 授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていたと思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 授業の冒頭で目標（めあて・ねらい）を児童生徒に示す活動を計画的に取り入れた学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 児童生徒と学校の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えている割合と、そのように受け取っている児童生徒の割合には、依然として差がある。
- 授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていたと思うと回答している児童生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

総合的な学習の時間

- 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると回答している児童生徒の割合は、25年度と比べると増加しており、中学校においては、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 総合的な学習の時間において課題の設定からまとめ・表現に至る探求の過程を意識した指導をした学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 児童生徒と学校の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えている割合と、そのように受け取っている児童生徒の割合には、依然として差がある。
- 「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理し、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると回答している児童生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

○児童生徒質問紙

本やインターネットを使ってグループで調べる活動

- 本やインターネットを使ってグループで調べる活動をよく行っていると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高く、改善傾向が見られる。（25年度の小学校は全国と比べて低い状況）

授業の復習

- 家で、学校の授業の復習をしている児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られ、小・中学校とも年々増加している。

話し合う活動を通じて自分の考えを深める・広げること<今年度新設問>

- 話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の平均正答率は、そう思わない児童生徒と比べて、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

自分で計画を立てて取り組む改定学習

- 自分で計画を立てて勉強していると回答している児童生徒の割合は、年々改善しており、中学校では、全国と比べて高い傾向が見られる。

友達に伝えること

- 友達に伝えたいことをうまく伝えることができると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

自己肯定感

- 自分には、よいところがあると思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

教師がよいところを認めること<今年度新設問>

- 先生は、自分のよいところを認めてくれていると思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 先生は、自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の平均正答率は、そう思わない児童生徒と比べて、教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

協力して何かをやり遂げ、うれしかったこと<今年度新設問>

- 学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがあると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある児童生徒の平均正答率は、そうでない児童生徒と比べて、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

将来の夢や目標

- 将来の夢や目標をもっていると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

いじめはいけない

- いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られ、特に中学校においては、年々増加している。

地域行事への参加

- 今住んでいる地域の行事に参加していると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする時間<今年度新設問>

- 普段（月～金曜日）、1日当たり1時間以上携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをすると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて低い傾向が見られる。
- 携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間が短い児童生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

新聞を読む

- 新聞を読んでいると回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。
- 新聞をよく読んでいる児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

学校の授業時間以外での読書時間（平日）

- 学校の授業時間以外に1日当たり30分以上読書する児童生徒の割合は、全国とほぼ同程度であり、読書時間は年々増加傾向にあるものの、読書を全くしないと回答した児童生徒が小学校では17.2%、中学校では32.9%いる。

感想文や説明文を書くこと

- 感想文や説明文を書くことは「難しいと思う」・「どちらかといえば、難しいと思う」と回答している児童生徒の割合は、全国と比べて高いものの、年々改善傾向にある。

土曜日や日曜日の学習時間

- 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1時間以上学習する児童生徒の割合は年々改善傾向にあるものの、2時間以上学習する児童生徒の割合は、全国と比べて低い傾向が見られる。
- 土曜日や日曜日などの学校が休みの日に学習する時間が長い児童生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

学校の授業時間以外での学習時間（平日）

- 学校の授業時間以外での学習時間（平日）は、年々改善傾向にあるものの、中学校では、1時間以上学習する生徒の割合が、全国と比べて低い傾向が見られる。
- 毎日1時間以上学習する児童生徒の平均正答率は、学習時間が短い児童生徒と比べて高い傾向が見られる。特に、全く学習しない児童生徒とは、大きな差が見られる。

授業で分らないことがあったときの対応

- 授業の中で分らないことがあったとき、小学校では、友達、家の人、先生の順に尋ねる児童が多く、中学校では、友達、先生、学習塾の先生の順に尋ねる生徒が多い傾向にある。
- 小学校では5.5%、中学校では7.3%が、そのままにしておくとして回答している。

悩みを抱えたときの相談相手<今年度新設問>

- 学校生活で、友人関係など何か悩みを抱えたときの対応について、小学校では、家の人（兄弟姉妹を含む）、友達、先生の順に相談する児童が多く、中学校では、友達、家の人（兄弟姉妹）、先生の順に相談する生徒が多い傾向がある。
- 小学校では20.2%、中学校では25.7%が、誰にも相談しないと回答している。

ゲームをする時間

- 1日当たり1時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合は、全国と比べて低いものの、年々増加傾向にある。
- テレビゲームをする時間が短い児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

ニュース番組の視聴

- テレビのニュース番組やインターネットのニュースを見ると回答している児童生徒の割合は、小学校では、全国と比べて低い傾向が見られる。

○ 学校質問紙

全国学力・学習状況調査の結果等の学校全体での活用

- 学力・楽手状況調査等の結果を学校全体で教育活動の改善に活用した学校の割合は、年々増加しており、全国と比べても高い傾向が見られる。

全国学力・学習状況調査結果等の公表・説明

- 全ての小中学校において、学力・学習状況調査等の結果を、保護者や地域の人たちに公表・説明している。

学力傾向や課題の全教職員での共有

- 学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有した学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

発展的な学習の指導（国語）

- 国語の指導として、発展的な学習の指導を行った学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。（算数・数学においても、同様の傾向が見られる。）

補充的な学習の指導（国語）

- 国語の指導として、補充的な学習の指導を行った学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。（算数・数学においても、同様の傾向が見られる。）

実生活における事象との関連を図った授業（算数・数学）

- 算数・数学の指導として、実生活における事象との関連を図った授業を行った学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

言語活動の実施状況や課題についての教職員間の協議・検討<今年度新設問>

- 学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしている学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

言語活動の充実<今年度新設問>

- 言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体で取り組んでいる学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

授業研究を伴う校内研修

- 年間5回以上の授業研究を伴う校内研修を実施している学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

職員の研修

- 教職員が校内外の研修や研究会に参加し、成果を積極的に教育活動に反映させている学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

小中連携

- 教科の指導内容や指導方法について近隣の小・中学校と連携している学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

地域の人材の活用

- 地域の人材を外部講師として招聘した授業を行った学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

学校支援ボランティアによる教育活動参加

- 学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加している学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

授業中の私語

- 児童生徒による授業中の私語が少なく、落ち着いている学校の割合は、全国と比べて高い傾向が見られる。

放課後の補充的学習

- 放課後を利用した補充的な学習サポートを実施した学校の割合は、年々増加傾向にあるが、小学校ではその実施割合が、全国と比べて低い傾向が見られる。

博物館や図書館等を利用した授業

- 博物館や科学館、図書館を利用した授業を行った学校の割合は、年々増加傾向にあるが、その実施割合は全国と比べて低い傾向が見られる。

ボランティア等による授業サポート

- ボランティア等に授業サポート（補助）を「よく行った」・「どちらかといえば、行った」学校の割合は、小学校では全国と比べると高い傾向が見られるが、中学校では全国と比べて低い傾向が見られる。

学校図書館に関する業務担当職員

- 教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員が置かれている学校の割合は、全国と比べて低い傾向が見られる。

【 質 疑 】

- 委 員 長：他県ではこの調査の結果が良かった県に訪問して取組内容について話を聞くといったことを行っているようだが、山口県ではそうしたことを行っているか。
- 義務教育課長：例年、文科省において各県の良い取組みが発表されるため、参考になると思われる取組については、詳細について問い合わせを行う等により本県の取組に反映させるようにしている。
- 教 育 長：学力向上の取組として、指導主事等が直接市町教委に、市町教委の指導主事等が学校に出向いて様々な指導を行った結果が、児童生徒の成績の向上という形で表れていると考えている。学力が上がれば全て良いというわけではないが、大事な要素であると考えているので、今後も児童生徒の人間性を育てると同時にしっかりと取組んでいきたい。

◆第2回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について、高校教育課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

第2回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について

1 開催日時、会場

平成26年9月2日（火）午後3時～午後5時
県庁共用第3会議室

2 協議の概要

「今後の県立高校の在り方について」の協議における主な意見

(1) 県立高校像を考える視点

- 学校に行きたくても行けない子どもがいる。こうした状況に対応する上でも、3部制の定時制の設置など、柔軟な学びのシステムを検討する必要がある。
- 理科・社会などにおいて専門の教員を配置したり、選択幅を拡大したりする上で、ある程度の学校規模を維持することが必要である。
- 学校に対して安心感・きらめき感を与えるような学習環境の整備が必要である。

(2) 基本コンセプト

- 大学進学をめざす教育と、社会で通用する人材を育てる教育は質が違う。山口県の高校教育として、2つを分けて考える必要がある。
- 高校の特色にメリハリがつくよう、地域のニーズ等を踏まえながら、突出した特色づくりが必要である。

(3) 教育活動の充実

- 山口県は製造業が盛んであるので、工業高校においては、より高度な専門性をもった産業人材を育成するような教育が必要である。
- グローバル人材を育成するための短期留学や、豊かな心を育成する自然体験など、実体験を拡充する必要がある。
- 教育内容や方法論は今後検討する必要があるが、進学ニーズが高い中、上級学校への進学に重点を置いた高校を県内にバランスよく配置することが必要である。

(4) 教育環境の充実

- 地域と連携した特色ある学校づくりを進める上で、高校へのコミュニティ・スクールの導入は有効である。高校へのコミュニティ・スクールの導入については、高校では生徒が住んでいるところと学校の場所が違うこともあるので、学校から地域への積極的な仕掛けが必要である。
- グローバル人材を育成する上で、世界スカウトジャンボリー開催で培ったノウハウを使うことは有効である。

◆平成27年度山口県文化財専門員の選考採用について、社会教育・文化財課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成27年度山口県文化財専門員の選考採用について

1 職種

文化財専門員

2 採用予定日

平成27年4月1日

3 採用予定人員

1名

4 職務内容

山口県教育庁社会教育・文化財課、山口県埋蔵文化財センターなどにおいて、埋蔵文化財に関する業務その他の行政事務に従事。

- 埋蔵文化財の保護・活用
- 埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整
- その他、文化財保護行政に関すること

5 応募資格

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、次のア、イのいずれにも該当する者

ア 大学（短期大学を除く）又は大学院において考古学又は文化財学を専攻し、文化財に関する専門課程を卒業又は修了した者

（平成27年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）

イ 国、地方公共団体又は大学その他の調査研究機関において、埋蔵文化財の発掘調査及び発掘調査報告書作成に相当程度の経験を有する者

6 応募書類の受付期間

平成26年9月24日(水)から平成26年10月23日(木)まで

7 選考の期日

- | | | | |
|-----------|----------------|----|----------------------|
| (1) 第1次選考 | 平成26年10月下旬 | …… | 書類選考 |
| (2) 第2次選考 | 平成26年11月24日(月) | …… | 面接試験、適性検査
会場：山口県庁 |
| (3) 合格者発表 | 平成26年12月下旬 | | |

◆第1回「山口県いじめ問題調査委員会」の協議概要について、学校安全・体育課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

第1回 山口県いじめ問題調査委員会の協議概要について

1 目 的

いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生した重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことを目的とする。

2 開催日時 平成26年9月4日 13:30～14:30

3 場 所 教育委員会室

4 出席者 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 委員任命

- 浅原教育長から委員に任命書を交付

(2) 委員長・副委員長選出

委員長 山口大学教育学部教授 田邊 敏明委員

副委員長 県弁護士会 山田貴之委員

(3) 本県のいじめ問題の現状と課題、取組等について（事務局から所管説明）

(4) いじめの重大事態に係る対応等について（事務局から提案）

- 山口県いじめ問題調査委員会規則第5条（部会）についての申し合わせ事項（要点）
 - ・ 「部会の設置」：県立学校において発生した重大事態の調査を実施するとき及びいじめ防止対策に関する調査・審議が必要なときに設置する。
 - ・ 「部会の定数」：3人から6人とする。
 - ・ 「部会の決議」：部会に属する委員全員の決議をもって、委員会の決議とする。等
→ 委員全員により了承。
- 重大事態発生時の対応等（主な確認事項）
 - ・ 本委員会の調査は、学校が初期に行った基礎的な調査を整理し、委員会における調査方針を立てて行う。
 - ・ 重大事態の調査の途中で、いじめが要因でないことが判明しても、調査を中断するのではなく、その旨を調査結果に盛り込む。
 - ・ 調査の中立性・公平性を確保するため、本委員会の委員が事案に直接関わっていた場合は、当該委員は調査委員から外れ、必要に応じて他の委員を臨時に任命する。
 - ・ 本委員会の調査対象は、県立学校の重大事態となっており、市町立学校では市町が、私立学校では設置者である学校法人が、調査委員会を設置して調査する。
 - ・ 加害者、被害者の在籍校が、市町立、私立、県立等にまたがるなど、様々な場合が想定されるが、本委員会が調査するか否かは、その都度適宜判断する。

山口県いじめ問題調査委員会委員

【委員】

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	区 分	推 薦 団 体
1	委員長 田 邊 敏 明	山口大学教育学部 教授	大学教授	山口大学教育学部
2	副委員長 山 田 貴 之	中坪法律事務所	弁護士	山口県弁護士会
3	大 石 由 起 子	山口県立大学社会福祉学部 准教授	臨床心理士	山口県臨床心理士会
4	坪 井 淑 子	山口県人権擁護委員連合会	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会
5	友 景 未 来	やまぐち総合教育支援センター内 子どもと親のサポートセンター	社会福祉士	山口県社会福祉士会
6	藤 本 俊 文	藤本内科・循環器科 院長	医 師	山口県医師会

【事務局】

氏 名	所 属	役 職
御 神 本 実	県教育庁学校安全・体育課	課 長
清 水 義 弘	県教育庁学校安全・体育課	副課長
中 邑 至 道	県教育庁学校安全・体育課	教育調整監
村 田 修 一	県教育庁学校安全・体育課	主 査
小 田 村 清	県教育庁学校安全・体育課	主 査
松 本 剛	県教育庁学校安全・体育課	指導主事
松 野 下 真	県教育庁学校安全・体育課	指導主事

【 質 疑 】

- 中 田 委 員：部会の決議について、「委員全員の決議をもって、委員会の決議とする」とあるが、この場合、委員の中に一人でも異なる意見を持つ方がいると、いつまでも決議が出来ないということになると思う。委員会の性質上、速やかに結論を出さないといけない事態があると思うが、その点は問題ないのか。
- 学校安全・体育課長：調査委員会は、因果関係を早く結論付けるというものではなく、事態の客観的な情報を多く集め、事態の全容を把握し、再発防止に繋げるという目的を持つ。そうした趣旨を踏まえ、委員としっかり協議をしながら検討・調査等の対応を行っていきたい。

意見交換

◆「地域教育ネット」の推進について、以下のとおり意見交換を行った。

【概要】

山口県教育振興基本計画

未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成

- 1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- 2 質の高い教育環境づくりの推進
- 3 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

重点化

10の緊急・重点プロジェクト

9 地域ぐるみの教育推進プロジェクト

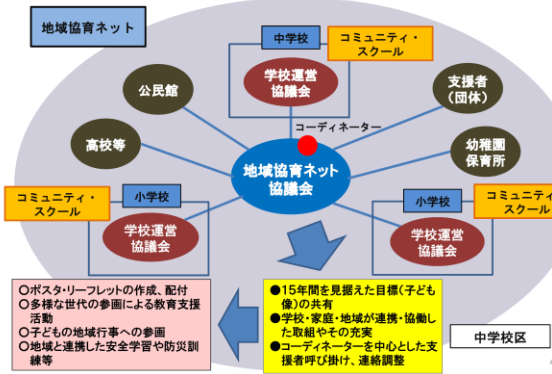
- 「地域協育ネット」の推進
- ・「コミュニティ・スクール」の推進

「地域協育ネット」とは

中学校区をひとまとまりとした

子どもたちの15年間の育ちを
地域ぐるみで見守り、支援する
ための仕組み

「地域協育ネット」と「コミュニティ・スクール」の関係



全県的な推進に向けて①

【実践協力校区】

平成23年度 25校区
平成24年度 38校区
平成25年度 42校区

◆「地域協育ネット」推進協力校区の指定

平成26年度 43校区

- 「地域協育ネット」の取組を推進
- 取組の成果や課題、実践内容等の情報発信

全県的な推進に向けて②

◆山口県「地域協育ネット」連絡会議及びコミュニティ・スクール担当者会議の実施

- ・県及び市町による全県的な方向性の共有、研修等

◆人材育成(研修会の開催)

- ・「地域協育ネット」コーディネーター養成講座(年8日) ※「修了証」を発行(H25より)
- ・教育支援員等研修会(3会場)
- ・学校関係者と地域関係者の合同研修会(年2回)

全県的な推進に向けて③

◆「地域協育ネット」の広報

- テレビ番組「はつらつ山口っ子」の放映
・6月から毎月第3日曜日 午前10:55～11:10(全10回放送)
- 地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくり
実践事例集の作成・配付
・作成:3,300部(H26.3)
・配付:行政関係、各学校、関係団体等(H26.3～)
- 「地域協育ネット」リーフレットの作成・配付
・作成:20,000部(H26.3)
・配付:行政関係、各学校、関係団体等(H26.3～)

全県的な推進に向けての課題

I 推進の手立てや方法がわからない

「地域協育ネット」協議会は設置したが、今後どのようなことを協議し、どのようなことに取り組んでいけばよいのだろうか...

II 現状で満足している

以前から地域とは連携した取組ができているから、もう十分ではないか...

全県的な推進に向けて④

◆「熟議の場づくり」応援出前講座

(H26年度～)

- ・地域協育ネット協議会や学校運営協議会の活性化を図り、より具体的な実践につないでいく
- ・義務教育課、市町教委と社会教育・文化財課が連携して事前打ち合わせを実施
- ・本課職員が中心となって、プログラムを実施
(30小・中学校区で実施:9月22日現在)

熟議の場づくり応援出前講座

◆熟議を通じて

- ・テーマに沿って、学校・家庭・地域それぞれの関係者が思いや考えを述べ合う
- ・互いの考えや思いを共有し、具体的な取組のアイデアを出し合う

◆テーマ設定(学校との事前打合せ)

- ・中学校区で育てたい子ども像、具体的な子どもの姿
- ・めざす子ども像にせまるための具体的な取組
- ・各部会(CS、地域協育ネット協議会)における具体的な取組等

「地域協育ネット」の充実に向けて

I 学校・家庭・地域が連携協働した取組の更なる充実

- まずは、各小中学校でのコミュニティ・スクールの充実を図り、よりよい学校づくりを推進。そして、保幼・小・中の連携、地域との連携へ
- 熟議の全県的な普及、主体的な継続により、具体的な実践へ

II 家庭教育支援の充実

- 「地域協育ネット」の仕組みを生かし、地域における家庭教育支援の充実へ

【 主な意見・質疑 】

- 委員長：山口県ではコミュニティ・スクールの設置が全国でも進んでいるが、このコミュニティ・スクールの設置から地域協育ネット協議会に至るまでは、どのような形で進められているのか。
- 社会教育・文化財課長：公民館関係の方や、こども課の方、あるいはPTAの方などにコーディネータになってもらうようお願いする。こうしたコーディネータの方に研修を行い、地域協育ネットの中身を理解してもらった上で、地域の中核となって活動をまとめていただいている。
- 委員長：コーディネータの方が公民館等に行ったり学校運営協議会に出席するなどして、学校や各関係機関と地域の人々が結びつくよう働きかけていくということか。
- 社会教育・文化財課長：そうした形でコーディネータの方に動いてもらっているが、実はコミュニティ・スクールそのものに地域の方々が多く参加されているため、その活動が充実すると自然に地域の人々の結びつきも強くなるようになっている。
- 岡野委員：高校生がボランティアとして、中学生に勉強を教えるといった活動を行うのは大変よいことだと思う。そうした活動を行うには、教職員の意識を高くし、PTAや地域の協力を得られるよう学校がしっかりと取り組んでいく必要がある。

- 委員 長：保護者の方に学校の現状を知ってもらうことが、学校と地域の協力関係を築くきっかけになるので、まずは地域の人に学校の中に入ってもらうことが大切。
- 浅原教育長：今は学校の中のことは学校に任せれば良いという時代ではなくなり、学校だけでは絶対に対応できないことが多く出てきている。そういう意味では昔とは学校の認識も大きく変わっている。
- 中田委員：大学においても学生がボランティア等で地域に出ていくというだけではなく、地域の方に大学の中に入って来てもらうことも多くなっている。例えば正式な単位のある授業を地域の方にしてもらい、実際の現場での動きを学生に知ってもらう等の取組がある。
小・中学校、高校・大学のいずれにおいても、生徒が外に出ていくと同時に地域の支援を受けるという動きが普及しつつあるように思う。
- 岡野委員：開かれた学校と言われる中、学校の中に入る際、事務室で記名しないと入れないとか、名札を付けないと入れないということがあるが、今でも変わりはないのか。
- 浅原教育長：子ども達の安全の確保という観点から、外部の方が学校へ出入りする際にはチェックを行う仕組みとなっている。
- 岡野委員：山口県内ではコミュニティ・スクールはどの程度設置されているのか。
- 浅原教育長：小中学校の85%で設置されている。
- 稲野委員：地域協育ネットのような仕組みは、作った後、どうやって維持していくかがすごく難しい。昔からの住民が地域を盛り上げようとする一方、新しい住民ではそうした意識が希薄であるなど温度差が大きい。そうした中、地域協育ネットのような仕組みどのように根付かせるかが重要。
- 岡野委員：自治会や子ども会の活動が衰退する中、教育委員会で地域協育ネット等の取組を行っているのなら、学校を核とした地域づくりについても少し考えないといけない時期に来ているのかもしれないと思う。